

Title	申叔舟の海東諸國紀に見れたる琉球國圖について
Sub Title	
Author	東恩納, 寛惇(Higashionna, Kanjun)
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.16, No.3 (1937. 11) ,p.1a(329a)- 43(371)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿圖:海道紀琉球國圖, 徐葆光中山傳信錄に見れたる那覇の圖
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19371100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

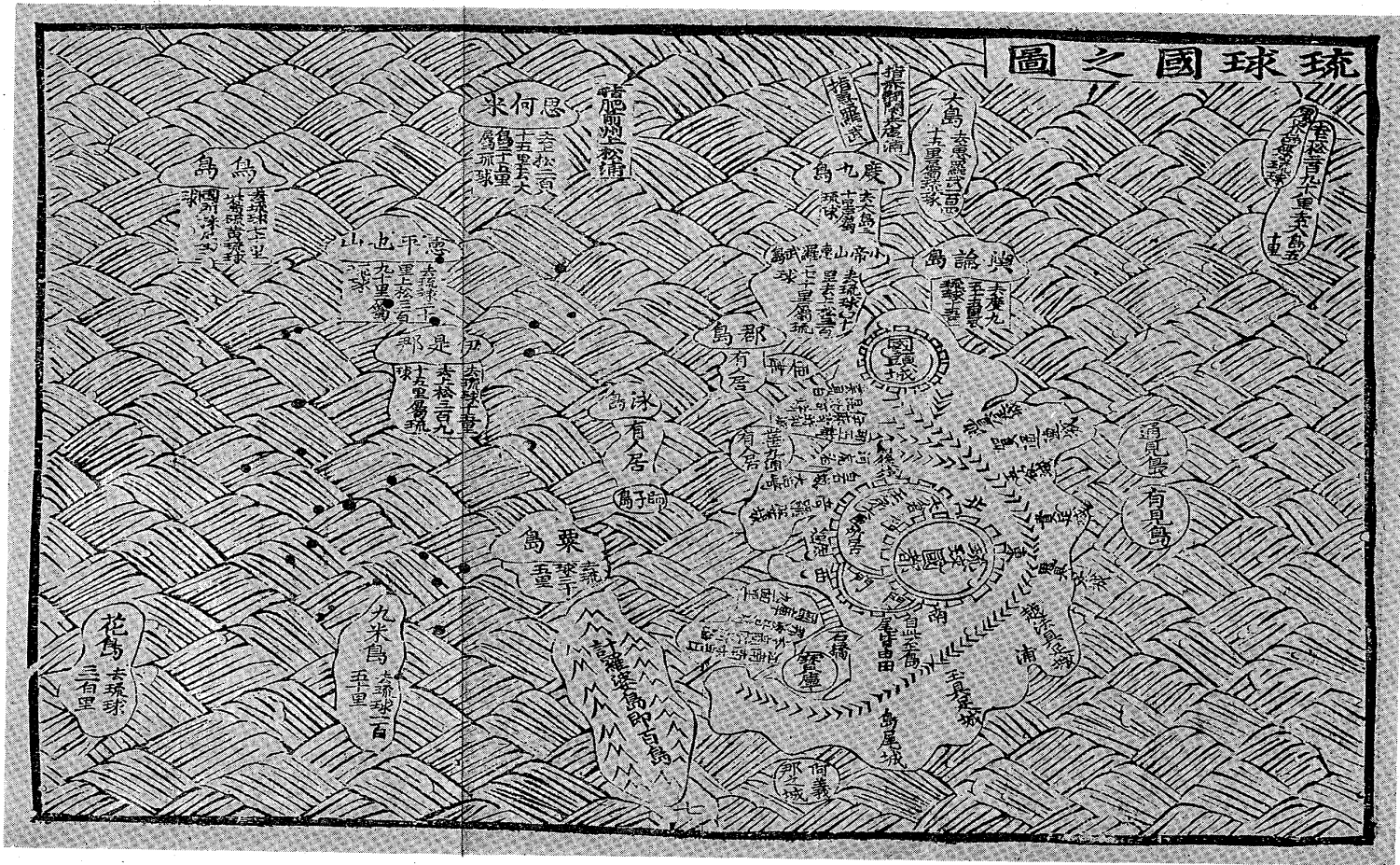


圖 國 球 琉 紀 東 海

徐葆光中山傳信錄に見れたる那覇の圖



本文中支那年號を用ひたのは不當のやうに思はれぬでもないが、古琉球の文書は全部支那年號になつて居り、今これを更めると、真相を失ふばかりでなく、又支那朝鮮の文獻との對照の上にも頗る不便を感じるので、そのままとして置いた。

申叔舟の海東諸國紀に見れたる 琉球國圖について

東 恩 納 寛 惇

申叔舟の海東諸國紀は明の成化七年（西曆一四七二）の撰述にかゝり、其後成化九年・十年弘治十四年等の追補があるが卷頭の日本及琉球の地圖はそれよりも前に作成されたものと思ふ。尤もこの地圖は朝鮮總督府の景印本及東京帝大史料編纂所所藏の舊安養院本には共に不鮮明で判じかねる箇所もあるが、それ等は文求堂祕藏本に依つて質す事が出来る。こゝには差當りその内の琉球國圖を取つて考察して見ようと思ふ。今試に同圖に出てゐる地名を列記して見ると、

1 國頭城

「おもろ」には「くにきやみ」とあり、慶長以前の文書には國上とも國頭とも出てゐる。

2 雲見泊（要津）

今の運天港うんてんの事である。白石の南島志にこの海東紀を引用して運天の舊名としてあるが「うんけん」

の名はこの書以外には見當らない。島尻郡玉城村に「雲慶那嶽」と云ふのもあるから、或は同一系統の名であつて、實際運天の古名であるかも知れないが他に旁證はない。

3 昆北河崎

何の本にもこの通りなつてゐるが「自此北河崎」の誤記かと思ふ。

4 伊麻奇時利城

今歸仁城即ち山北王の居城である。今歸仁は慶長頃の文書には今鬼神に作り、「おもろ」には「みやきせん」と假字書になつてゐるが今では「なきじん」と唱へてゐる。或は「みや」は「いみや」の上略で、「いみや」は「いま」の拗音化であらう。尙眞の中央集權後地名も多く首里音に轉じて、拗音が著しく殖えてゐると思はれるがこれもその一例と見てよいであらう。「伊麻奇時利」によつて「いまきじん」も亦「いまきじり」の轉訛である事が知られる。

5 那五城

後世名護に作り嘉靖頃の金石文には「那古」に作つてある。

6 世々九浦

後世瀬底（方音シスクに響く）に作る、

7 河尻泊

この地名今考へ當らず。

8 白石城

この名も亦考へ當らず、但、讀谷山村長濱の小字に白石原あり。

9 大西崎

今の讀谷山崎よみたんざきで、讀谷山は古くは「おほにし」と唱へ、方音では「うふにし」と發聲してゐる。「にし」は琉球語北の意で、首里から北に「にしばる」、「なかにし」、「うふにし」といづれも山北に對する要害に名付けられ、「うふにし」の名は今歌枕に残つてゐる。それにしても、西の字訓を使用してある點にこの地圖の性質を考察すべき資料があらう。

10 奇羅波城

古くは久良波くらはに作り、今は倉波又は藏波となつてゐる。

11 蓮池

首里城外蓮華院附屬の池を俗には蓮小堀と唱へ、蓮池とも書くからそれかと思ふ。

12 浦傍城

「おもろ」その他古金石文に「うらおそひ」と見え、浦襲と書いたのもあるが後世は浦添になつてゐる。これも傍の字訓を用ひてある點注意すべきであらう。

13 王弟大臣所居

王弟の二字は流布本に悉く不鮮明であるが文求堂祕本によつて確める事が出来る。

14 九面里

後の久米村で、明初三十六姓の移民を置いた處、久米村は方音「クニンダ」と唱へてゐるがこの頃は「クミンダ」と唱へて「クミムラ」の原形を留めてゐた事が「九面」の字形によつて看取される。

15 那波（皆浦）

今那覇なはに作る。この地はもと浮島うきしまと唱へられて一小島であつた事は吉田地名辭書拙稿琉球の部に詳しく書いて置いた通りである。この地圖には完全に島嶼の形を爲してゐるばかりでなく、「皆浦」の注記も亦これを明瞭に説明してゐる。但しこの二字も亦極めて不鮮明で、文求堂本によつて僅に之れを確める事が出来る。

16 石橋

橋の位置稍々明瞭を缺いてゐるが、那覇首里間の連絡のやうに思はれる。明の景泰二年に尙金福が、長隄を築き七口の水門を穿つて海水の出入・人馬の往來に便じた事になつてゐるがその工事はこの地圖の作成されたと思はれる時から一二年前の事である。

17 國庫

那波島の殆んど中央に注し、且つ九面里の南に當つてゐる點から見て古く外國貿易の公倉であつた親見世の事かと思ふ。

18 寶庫

今の奥武山公園の一部もとの御物城である。其建設の年代は不明であるがこの地圖の出來た頃には當時の金丸後の尙圓が御物城御鎖之側と云ふ官職に任じてゐるからその以前に建てられた事は明白である。

19 阿義那之城

これも流布本及史料本共に不鮮明で文求堂本に依つて確かめる事が出来る。この地名の圖示する位置は恰度瀬長島で、古くこゝに瀬長城があつた筈であるが注記のやうな名は見當が付かない。文字通りだと「アギナ」ノグスクとも讀めるが該當するものがない。暫後考を俟ちたい。

20 島尾城

文字通り訓めば「とみぐすく」かとも思はれるが或は尾は尻の誤記で島尻城ではないかと思ふ。この地圖の注記法として、すべて地名の城（グスク）は「具足」で寫し城郭の意味の「グスク」には城を充てゝある事例へば王具足城（玉城城）の類である事から推しても豊見城城ではなく、島尻城であると思はれる。恰度注記の地點が後の高嶺で古く島尻大里と稱して山南の首城の在つた處である。中山

に當る琉球國都（首里）及山北に當る國頭城に城壁を圖示して、山南に當る島尻城にない理由は、山南・山北共に滅んで二三十年にもなつてゐるが、山北には鎮守を置いてあつたので特に注記してあるものと思はれる。

21 玉具足城

玉城城（たまぐすく城）前記の如く具足は城の方言である。

22 越法具足城

後の大城（おほぐすく）今は大里村の籍内であるが古く玉城に屬し、山南支城の在つた地で天順六年朝鮮に派遣された「普須古」同七年支那に派遣された「鄔普仕古」等いづれもこの地の領主と思はれる。

23 鬼具足城

南島志は「鬼」を「金武^{きんぶ}」の舊名としてあるが注記の位置から見ると金武とは餘程違つてゐるやうに思はれる。伊波本「おもろさうし」第八の三十二に、「おもろねやがりが、おにぐすくけやわせ」と云ふ句が出てゐるのはかねぐすく、いしぐすく、等と等しく城を形容した使方であるか固有の名であるか判然しない。

24 中具足城

流布本及史料本には「貴足城」となり、文求堂本には「貴足城」になり、南島志は「中具足」と採録してゐる、これが正しいと思ふ、後の中城（ながぐすく）で、城は古へ忠臣護佐丸の鎮守した處である。

25 五欲城

後の越來で方音では「グイク」と發聲される、南島志も亦越來の舊名としてある。

26 賀通連城

後の勝連（かつれん）、永樂十六年朝鮮に使した中山王二男賀通連とあるのもこの地の領主であらう。

26 池具足城

地圖面によると、興勝半島の北、天願川の上流に當つてゐる美里村籍内の池原に小字石城と云ふのが在つてこの邊に池城と云ふ城があつたものか、思當る所がない。

おもろに

きこゑいけぐすく

みらんすがほるび

きこゑいけぐすく

みちやすが、まさり

申叔舟の海東諸國紅に見れたる琉球國圖について（東恩納）

27 通見島

後の津堅島つけん

28 有堅島

後の宇堅島うけん

29 度九島

後の徳島とく

30 惠羅武島

後世永良部えらぶに作る。

31 輿論島

後の輿論島よろん

32 郡島

後の古宇利島こくり

33 泳島

後の伊江島いえ方音「イイ」と發聲す。

34 師子島

伊江島の南部に當る小島に注してあるが、今考へ當る所がない。

35 惠平也山

後の伊平屋島

36 伊是那

後の伊是那名

37 粟島

後世粟國（あぐに）に作る、支那人は安根峴、翁居里、安護仁等に作り天順七年の文書に亞哇群尼となつてゐるから、方稱は早くから「あぐに」であつたと思はれる。檢地帳粟島としてある、明治八年の地圖にはこれを誤つて「クリ島」と假名書したのもある。

38 計羅婆島

後の慶良間島で、古くは計良間とも書いた。

39 九米島

後の久米島

40 花島

去琉球三百里と註してあるが或は花嶼島の事かと思ふ、

申叔舟の海東諸國紅に見れたる琉球國圖について（東恩納）

41 思何未

去上松(浦)二百八十五里、去大島二十五里、屬琉球と注してある。道路里數に、自上松浦至惠羅武一百六十五里、自惠羅武至大島一百四十五里とある。上松浦大島間三百十里の間に思何未島の在る事はこの里程でも合ふ。けれどもこの航路上には相當すべき地名が見當らない、幾分方角は違ふが稍、南に下つて「須古摩」と云ふ小島のあるのがそれではないかと考へられる。

42 鳥島

硫黄產地たる鳥島大體の位置も該當する。去琉球七十里、此島硫黄琉球所採屬琉球の註記も正しい。以上の地名を通覽すると、漢字の音訓を併用して土名を寫してゐる事に氣が付く、中にも、大西・浦^{おほにし}・玉具足^{たまぐし}・中具足^{なかぐし}・池具足^{いけぐし}・郡島^{こおり}・粟島^{あは}・鳥島^{とり}、等は最も著しき例である。此の一事に依つて考へて見ると、この地名註記は朝鮮漂民又は申叔舟自身の手になつたものではなくして、日本人の手になつたものと想像する外はない。

端宗實錄景泰四年(一四五三)五月十一日の條、琉球使僧道安等の事を記した中に、道安が「博多薩摩琉球相距地圖」を示して、博多船の琉球に赴く途次、薩摩に於て脅された事を説明してゐるが、又同年七月四日の條に、

禮曹啓、日本僧道安賣來日本琉球兩國地圖摸畫四件、粧褙成簇一件入内、其餘分藏于議政府春秋館及

本曹、從之。

と見えてゐる、その意味は日本僧道安が將來した日本琉球兩國地圖の摸寫四通表装出來上がつて來たにつき、其内一通は内府に留置き、他の三通はそれ／＼議政府・春秋館及禮曹の三箇處に分藏する事に決定したと云ふ事である。海東紀の卷頭に出てゐる地圖は、

一、海東諸國總圖

二、日本本國圖

三、日本國西海道九州圖

四、日本國一岐島圖

五、琉球國圖

の五葉でその外に後の追補として朝鮮三浦圖が出てゐる。これ等の日本琉球圖は恐らくは、前記道安の提示したものに據つたのであつて、摸畫四件とあるのは、道安の地圖を四通摸寫複製した意味と解される。五月十一日に、道安が、提示して、七月四日に表装が出來上がつたとすると、複製に一二ヶ月の日子を費した事にならう。申叔舟は兼禮曹判書の職にゐたから、禮曹所藏の分を複製し自著の卷頭に採録したものかと思はれる。さうなると、この地圖は少くとも琉球國圖に關する限り現存せる最古の地圖と云ふ事になる。今から四百八十五年前のものとなり、尙眞が、各間切の按司を首里に集める以前のもの

となるわけで、最も貴重な文獻と謂はねばならない。

道安は海東紀に、

護軍道安。曾爲琉球國使來聘於我、因是往來、乙亥年來受圖書、丁丑年來受職、大友殿管下。

とある者で、乙亥年は景泰六年（一四五五）、丁丑年は天順元年（一四五七）に當つてゐる。受圖書と云ふのは、朝鮮に來聘の勘合を受けた事で、受職と云ふのは、護軍職に任せられた事である。護軍と云ふのは、特に禦倭の軍職で、當時中國・九州・壹岐・對島等の諸豪が倭寇の俘虜又は漂民を送還する事によつて通交の口實を獲てゐたもので、護送の口實に使はれたそれ等の漂民の中には眞の漂民もあり、又俘虜を擬装したものもあつた、又倭寇が邊海の民を俘虜にする事も一面にはこの種の口實に利用する爲めの資料であつたようにも考へられる。朝鮮側にとつては、倭寇の不法行爲を正規通交の軌道に載せる事を希望してゐた爲めに、内情を知つてゐたにも拘らずこの種の入聘には力めて優恤を加へて恩を賣り、銳鋒を緩和する方針で、或は物を與へ或は司正護軍等の職を授けた。これ等の日本人の事を倭司正又は倭護軍と稱し其の他圖書文引なくして隨時に來る者を、常倭、諸倭、又は海島倭など、稱してゐた。世祖實錄天順元年七月廿一日の條に、倭僧道安が、漂民を護送した功を錄せられて護軍職を授けられ、翌廿二日宴を賜つた時に、酒酣にして、道安歌舞し、禮曹判書李承孫が「上授汝護軍職、汝知之乎」と訊いた時に、叩頭拜謝して、「不還本國、願居於此」と對へた事が見えてゐる。當時東萊の富山浦、蔚山の

鹽浦、熊川の齋浦を三浦と稱し、官許を得て多數の日本人が居留し、富山浦には六十七戸男女老少并せて三百二十三人、鹽浦には三十六戸百三十一人、齋浦には三百八戸一千七百二十二人、三浦合せて四百一十一戸二千百七十六人も常居してゐた、一戸平均五人強と云ふ所から見て安定な生活を營んでゐたものかと思はれる。太宗實錄永樂十六年三月二日の條に、富山浦來居の倭人或は商賈と稱し、或は遊女[△]と稱し日本客人及興利の倭船到泊すれば相聚つて支持し男女交權、他浦到泊の客人も亦來り酒を沽り、風を待つに託して日を累ね淹留す云々とあるによつてもその盛なる狀が察せられる、道安が本國に還らず、永く此處に居らんと願つたのも無理ではない。

道安が始めて入聘したのは景泰四年三月十一日で、その後景泰六年、天順元年、同三年、成化三年と度々入聘し、其度毎に琉球國使者と號じてゐる。天順三年正月十日、道安が、朝鮮より琉球へ贈る禮物を託せられしに對島に於て掠奪されしにより國書のみを琉球に届けた旨を訴へ出た事があつた。對馬島主宗成職が、朝鮮の詰問を受けて、同年八月十六日附を以て陳辯書を出した中に「道安今隔海程千里居住他國云々」の文句があるが、前後の文意に依つて解すると、他國と云ふのは琉球の事である。海東紀琉球の條下にも亦「我國日本南蠻商船亦集其國都海浦、國人爲置肆浦邊互市云々」又「或直遣國人或因日本人商販在其國者爲使云々」と見えてゐるから道安も亦相當の根據を琉球に有つてゐた者と思はれる、旁々道安が、琉球の地圖を作成した事も考へられる事である。

これ等の地圖には、「自某地指某地」と云ふ風に航路を注し、且つ其里程が、日本里程になつてゐる點から航海用に使用されたものと思はれるし、又景泰四年五月十一日道安が禮曹に語つた事の中に、博多船も本來薩摩を経て琉球に渡航したものであつたが、近來博多薩摩間に事を生じ不安なるによつて、はるかに外洋を迂回して行くと云ふ意味を述べてゐるが圖を見ると肥前の上松浦から薩摩經由の一線と、遙かに西に下がつて寶群島の沖合を通つて奄美大島に到る一線とが注記されてゐて道安自身の説明と符合する。これ等の諸點から綜合して考へてこの地圖を道安の地圖と認めても差支ないやうに思はれる。景泰七年二月廿八日、琉球使節普須古^{ふすこ}等の宣慰使李繼孫^{すく}が一行と對話した時に琉球國圖に據つて琉球より日本に到る經過の島名及國內の主たる地名を質した時に其答は圖と異なる所がなかつたとあるのも亦この地圖の事であらう。

今この地圖の内容について少しく穿議して見よう。

王弟大臣所居

王宮の西南に當つて、「王弟大臣所居」と注してある。當時の國王は尙金福で、其王弟と云へば「布里」及「泰久」の二人が正史には見えてゐる。明史實錄に、金福既に卒して、其弟布里、其子志魯と立つ事を争ひ、府庫を焚燒し、兩ら傷いて共に絶ち、賜ふ所の鍍金銀印も亦鎔壞せり、國人尙泰久を推して國事を權らしむ。景泰五年泰久以て聞し、并せて印を鑄て頒賜せん事を請ふ、所司に命じて之を給す。已に

して又使を遣はして入貢す、表に「琉球國掌國事王弟尙泰久」と稱す、云々と見えてゐる。尙泰久は世譜に明永樂十三年乙未降誕となつてゐるが、同王の在世中に鑄造された上下天妃宮・天尊宮・天龍寺・安國寺・建善寺・廣嚴寺・長壽寺・大安禪寺・相國寺・萬壽寺・潮音寺等の梵鐘銘全部に「琉球國王大世主庚寅慶生」となつてゐるから、永樂八年庚寅の降誕である事に相違ない。大世主とは「おほよぬし」と訓み、泰久の神號で、王の神號はすべて、就位の時に付く事になつてゐる。永樂八年の降誕とすると、この地圖の頃には四十歳前後になつてゐるわけで、これから二三年たつて、景泰の五年に王位に就いてゐる。これで見ると、「王弟大臣所居」と云ふのは、泰久の所居のやうにも考へられるが、世譜に依ると、泰久は就位前「越來王子」と稱してゐたやうで、景泰七年九月二十三日泰久が鑄造せしめた鐘銘（後安國寺に屬す）に「寄捨魏古城」とあるのも其の領邑たりし越來城に寄捨したものである。尙眞が中央集權を斷行して國々の「世のぬし」を首里城下に居住せしめたのはこれから約二十年も後の事であるから、この頃は泰久は越來間切に居て圖中の「五欲城」と云ふのがその居城であつたと思はれる。それ故に王弟大臣所居とあるのは布里の邸宅であらう。端宗實錄景泰四年五月十一日道安等の言を録した中に、去る庚午年（景泰元年）に、琉球王弟兵を領して岐浦島を征伐した由が見えてゐるが、岐浦島と云ふのは今思當らないが、傳によれば王弟布里は豪邁にして後に王位を覬つた程の人物であつたらしいから、この王弟も布里の事と思はれる。琉球の官制は尙眞以後の金石文などには已に「世あすたべ」三人とあつ

て三司官又は三法司と稱する者が見れてゐるが古く國相又は王相と云ふのがあつて後世の攝政と云ふのは違ひ特殊の政權を握つてゐたやうで、景泰七年の梁成等の記録にも朝官の事を述べた中に、「一人居首總理」とあり、又正統五年頃の文書には「琉球國王相府王相懷機」(寶案)など云ふ名目も見えてゐる。この王相府と云ふのが、王弟大臣所居に該當するのではないかと考へられる。

那波とまり

地圖に、今の那覇港に該當する地點に「津口・江南・南蠻・日本商船所」と注してゐるのは「おもろ」に「たうなばんよりやうなはとまり」(唐南蠻寄合ふ那波湊)とあるにかなつてゐる。海東紀琉球の國俗を敘した中に、「地窄く人多く海舶行商を以て業と爲す、西は南蠻中國に通じ、東は日本我國(朝鮮)に通ず、日本南蠻の商舶も亦其國の海浦に集れり、國人爲めに肆を浦の邊りに置きて互に市す」とある。景泰七年正月朝鮮漂民梁成等の陳述にも「市は江の邊りに在り、南蠻日本國中原の商船來りて互市せり」と見えて居り、又成化十五年六月漂民金裴等の報告にも「江南人及南蠻國人皆來り商販して、往來絶えず」と云うてゐる。天順二年尙泰久所鑄の梵鐘銘に「以舟楫爲萬國之津梁」とあるもあながち舞文でなかつた事が知られる。

九面里

明の洪武二十五年卅六姓の移民を琉球に送つて進貢往來に便じ、琉球政府ではこれ等の移民を那波の

西北隅に一郭を畫して置いた。支那人はこの地を唐營と稱してゐたが彼等自身後に唐榮と改めた。南洋の日本町を支那人が日本營と稱してゐた傳から云へば、唐人町の意味であつたらう。この部落を土地では久米村と稱し、方音で「クニンダ」と呼んでゐる。無論「クミムラ」の轉訛である。乾隆九年の琉球入學見聞録には「久米、苦念塔」と出てゐる。

久米村と云ふ名がいつ頃から唱へられてゐたものか、又どう云ふ出典であるか共に明かでない。唐榮人は舊藩時代には世祿を支給されてゐたので、「久しき米」と云ふ意味だと彼等自身は云ひ傳へてゐるが附會に近い説である。

同じ地圖に久米島（クミシマ）はやはり「久米」と表してあり、又同時代の漂民等の記録には「仇彌島」となつて、いづれも「クミ」と發聲されてゐた事がわかるが、「クニンダ」の久米に限つて「久面」で寫されてゐる事から考へて見ると、この時代にはもう「クミムラ」から「クニンダ」に變化する途中の「クミンダ」まで進んでゐたものと思はれる。これと同性質の音韻變化の例に「三良」と云ふ童名がある。これは今日「サンドウ」と發聲されてゐるが古くは「散路」・「參魯」と書かれ、更に古くは「沙普路」又は「三甫羅」と書かれて「サブルウ」「サムルウ」と變化した經路を明示してゐるが萬曆の末頃の記録には參魯の外に「參奴」と書かれたのもある、即ちその頃から現音の「サンドウ」に變化しかつてゐた事が知られる。久米村と隣接せる久茂地村はもと普門寺の所在で普門寺村と稱せられてゐたのが

次第に變化して久門寺・久門地となり雍正の十三年に法令で久茂地村と改稱した。この寺は尙泰久時代の創建であるから、この改稱まで約三百年かゝつてゐる。かく例を拾つて見ると地名人名の音が變化してそれが一般に普及するまでには相當の年數を要するものである事が知られる。久米村の場合であると洪武の末年移民が來てから、景泰の初年「九面里」と圖示されるまで僅かに六十年しかたつてゐない點から見ると、もつと以前からこの地名はあつて、轉訛の經路を辿りつゝあつたと考へてもよいやうである。

海東紀に依ると、「中朝人來り居る者三千餘家別に一城を築いて之れに處る」とあるが、景泰七年の梁成等の陳述には「水邊の公館に往す、館は王都を去る事五里餘、館の傍の土城に百餘家あり、皆我國中原人居る」とある。この文中の館と云へるのが、天使館と稱して支那冊封使一行の宿驛に充てられた處で、館傍の土城が謂ふ所の唐營に當つてゐる。百餘家と三千家と大分距りがあるやうであるが、百餘家と云ふのが實際に近い數のやうに思はれる。成化十五年の金裴等の言には、「唐人の商販に來て居る者、家は皆瓦を蓋ひ制度宏麗、内に丹艸を施し、堂中は皆交奇を設け、其人は甘套衣を着く」とある。當時王殿を始め民家は勿論、寺觀の如きも大方板身であつたらしいが、唐營の一郭だけが、建築設備から日常の生活状態まで支那風で目立つてゐたらしい。

宣德六年十一月、琉球使節夏禮久等が朝鮮漂民を送還して行つた時の言に、貴國被虜人物の我國に留る者、百有餘人云々とあり、又景泰七年の梁成等の言には朝鮮人六十餘人琉球に漂到せしも皆物故し只

年老いたる者五人生存せり、其女子は皆國人と嫁を交へ、家産富饒なり、老人等は略々朝鮮語を解す云々とある。宣徳の六年から景泰の七年まで約三十年百有餘人の者次第に凋落し、僅に五人を殘しそれ等の殘存者も亦大方は故郷の朝鮮語を忘れ果てたと解すべきものか。仍て思ふに、朝鮮との交通は多くは日本商人に託したもので、直接の往復は至つて稀れで、従つて、滯留の朝鮮人等がその郷人に接近する機會も尠くその爲めに、次第に土地に同化されて行つた者と思はれる。

石橋

那波島と對岸との間の一衣帶水に石橋と注記し橋の位置を示していないが、那波から首里への連絡の事と考へられる。長さにして五六丁、尙金福が冊封使の往還に便する爲めに、景泰二年に築造したと傳へられ、支那人はこれを長虹隄と稱し、俗には之れを浮道と呼んでゐた。康熙三年の張學禮紀に「有長虹橋、濶有丈餘長五里、橋下大水名曰曼潮」とあるのがこれである。

この浮道は那波島（これを浮島と「おもろ」には稱してゐる）と首里陂嶺の裾とを連絡するもので一條の長隄を造り其間に七坐の石橋を架して海水の出入に便じてゐたやうであるから、之れを單に「石橋」と圖示されても差支へないやうである。

天順五年の琉球使節普須古等の言の中に「又海邊に、天妃娘娘殿あり」と見えてゐるが、天妃宮は天使館の東鄰に在つたもので、後世は殆んど那覇の中心に近い處になつてゐるがこゝに海邊とあるのは注

意に値する、天妃は本來海路保護の神靈であるによつて、海邊に近く祀られるのが普通の例でもある。景泰七年の梁成等の言も「水邊の公館に住す」とあつて、この言も亦この邊一帶が水に沿つてゐた事を證明するものである。

傳に依ると又尙金福が長虹隄を築造した時に、神助を乞ふ爲めに、天照大神を勸請したと謂はれ、その小祠と傳へられてゐるものが長虹隄の起點たる長壽寺の附近に現存してゐる。建立に關する文獻としては、遺老說傳に出てゐるのが根據で、その他に根本史料となるものはない。けれどもこの前後に八幡宮金比羅宮等も勸請されて、これ等は今日なほ社殿も儼然として存在してゐる事であるから皇大神宮の奉祀も或は事實かも知れない。九州中國邊の人民が多數居住してゐた事は琉球側の文獻としては今日湮滅してゐるが、朝鮮史料に依つて十分に確める事が出来るのであつて、海東紀に依ると、熊川薺浦の日本人町には寺社十一、蔚山鹽浦には寺社一建立されてゐたやうで、これ等の事情からしても那波に若干の寺社が奉祀された事は十分に考へられる。

當時倭寇の徒が八幡神を信仰してゐた事は、八幡船と云ふ名からでも推知する事が出来るのであつて八幡宮の營建も亦在流日本人の一黨と關聯して考へる事が出來同時にまたこの事が皇太神宮及金刀比羅宮の勸請と關係してゐる事にも思ひ當るのである。

那霸灣中奥武山公園の西端風月樓と稱する一旗亭の在る處が昔の御物城の遺址で、その高い石垣のみは昔のまゝである。日清役前頃までは奥武山と離れて灣中の岩礁の上に立つてゐたもので圖にも亦さうなつてゐる。舊記に、「御物城は那霸津中に在り、昔諸國船の本國に來り、又琉船の諸國に到るものあり、以て貿易に便し斯の城を創築し公倉を其中に建て以て貨物を貯ふ」とあつて、其創建の年次は明瞭ならずとしてあるが、尙圓が天順三年に御物城官に任せられてゐる點から見ても其以前から既に存在してゐた事が知られる。

蘇木胡椒等の南洋物貨が琉球進貢品の中に見えてゐるのは既に洪武の末年からで、南洋諸國へ派遣される琉球使船は常に胡椒蘇木等の物を收買して下年の進貢に備ふと云ふ名義になつてゐる。又先年港内改修の時にその下の海中から多數の朝鮮磁器を掘出した事もあつて、是等の貿易品がすべて御物城に貯藏されたものである事は疑なき事である。天順二年六月十九日に鑄造された首里城内の梵鐘の銘に、

琉球國者南海勝地、而鍾三韓之秀、以大明爲輔車、以日域爲唇齒、在此二中間湧出之蓬萊嶋也、以舟楫爲萬國之津梁、異產至寶充滿十方刹、(下略)、

とあるのは恰度この地圖の出來たと思はれる前後の頃の事である。又漂民梁成等の言に江の邊に城を築き中に酒庫を置く、房内に大瓮を排列し酒醪盈溢る云々、とあるのもこれであらう。

大倉

申叔舟の海東諸國紅に見れたる琉球國圖について(東恩納)

(三四九)

圖中又首里王城の外郭内に王弟大臣所居と並んで大倉と注してある。大體の位置から云うと、後の錢藏に該當するものらしく、錢藏は首里第二郭の久慶門内にありて、御用酒御藏とも稱してゐた處である。

景泰七年梁成等の言に、「外城内に、倉庫及内厩あり、常に大馬六匹を養ふ」とあり、景泰元年朝鮮漂民丁祿等の陳述の中、城内の事を敘した中に「鐵物毆子香木銅錢所藏之庫」とありて、いづれもこの大倉を指すものかと思はれる。

天順五年十二月琉球使普須古等世祖に謁し天竺酒一埕を獻じた事があつた、然るにその酒埕を開緘すると、酒ではなくして砂糖であつたと云ふ失態が起り、その時、普須古等が辯疏した言の中に、「當初受命時、酒埕自内而出、臣等未得親見」云々とあるが、この内と云ふのは内庫即ち納殿を意味する者であらう。景泰七年の梁成等の陳述の「王城凡三重、外城有倉庫及厩、中城侍衛軍二百餘居之。内城有二三層閣。(中略)其閣覆以板、板上以鐵沃之、上層藏珍寶、下層置酒食、王居中層云々」とある所の下層が、前記の内に當るものであらう。つまり貿易用の物貨は主として、御物城に格納し、王家に進獻された舶載物貨は外城内の大庫に格納し、その内から王家の内用に供せられるもので食糧品類は本殿の一階に納め特に貴重品は本殿の三階に納められたものと思はれる。梁成等の陳述に又「又置軍器庫鐵甲槍劍弓矢充切(充滿也)其中」とあつて、其軍器庫の位置は明瞭を缺いてゐるが或は外城内の大庫中に在つたものかと思はれる。尙眞の頌德碑に「服裁錦綉、器用金銀、專積刀劍弓矢、以爲護國之利器、此邦財

用武器、他州所不及也。」(中略)施八珍九鼎之盛膳、賜錢帛衣帶之奇珍、或鼎乎芳茗、疊乎美酒」とあるのも亦舞文ではなかつた。

軍器庫の事を述べた序に武器の事について考へて見よう。琉球は久しく武備を廢し、バシル・ホール・チャムブレンが琉球訪問の歸途セントヘレナ島に一世ナポレオンの鎬居を叩いた時談偶々此の事に及んで、寸鐵を帯びない國家が現世に在る事について大那翁を駭かしたと云はれてゐるのであるが、それは慶長薩摩入後の武器取締の結果に由る事であつて、その以前は盛に武器を使用し、殊に室町末期頃までは諸按司が各地に割據して攻伐してゐたもので、棒刀等の携帯を禁止する旨の法令は寛文頃までも折々出されてゐる。永樂七年九月廿一日、中山王思紹が朝鮮に送つた國書の中に

不幸、後因先祖王察度及先父王武寧相繼薨逝、以致各寨不和、連年征戰不息、云々

の句が見えて居る。寨と云ふのは琉球から派遣された留學生の場合に、王族以外の者に寨官子と云ふ言葉を使用してゐる事から見ると、寨官と云ふのは各間切に城を構へてゐた按司の事で、寨と云ふのは間切の事にならう。この寨と云ふ語にも戰國時代の響は傳へられてゐる。この種の寨官の事を「おもろ」には「世のぬし」と稱し、各城寨の「世のぬし」の武装をたゞへ武勇をほめた「おもろ」は數多く遺つてゐるのである。それ等の「おもろ」の中には緋威や黒絲威の鎧大刀等の事も盛に出て來るのであるが、當時琉球から支那朝鮮へ贈られた進物の中にも武器や武具の類は多數出て來る、これ等の品物は室町頃

に對外貿易品の主要なる地位を占めたものであるから、その關係からでも多數琉球にも傳來してゐた事は疑を容れぬ事實である。琉使普須古等の言に、弓箭甲冑刀劍の制一に日本の如しとあるのもこれを證する。

今景泰元年の丁祿、同七年の梁成、琉球使普須古及成化十五年の金裘等の陳述書によつて、當時の武裝の有様を調べて見ると、軍士百餘人外城に屯營し、國王の行啓には軍士三百餘人前後を固めてゐる。金裘等が世子尙眞の行列を見た時には、長劍を帶した衛士二十人先行してゐた。是等の軍士は甲冑を着、鐵製の假面（恐くは面頬の事であらう）鐵又は皮の脛當を付け、武器を帶し、曲節恰も朝鮮の農歌のやうな歌を唄ひながら扈從する（恐らくは「おもろ」の事であらう）。武器には弓矢刀劍槍等があるが特に鉤と稱する武器があつて四叉になり、二丈許の木柄が付いてゐる。弓は桑木で造り弦は苧で造つてある。鏃は鐵であるが往々にして竹製のものもある。又軍士等は常に大小二刀を佩び飲食起居共に身邊を離さない。とかう見えてゐる。筆者の父祖は武藝者であつたが筆者の少年時代まで長櫃の中に不思議な鎧を藏してゐた。毛の着いたまゝの牛皮を四五枚重ねて綴合はせ恰度劍道具の垂たれのやうな格好の草摺や、鎖帷子を革で慥へたやうな形のものなどもあつた。石合戰の時にこれを着て出たものだと聞いてゐた。又漂民等の陳述に、鐵片の薄き事紙の如きものを以て甲に附すとある。隋書に謂ふ所の布甲と云ふのもこのやうなものではなかつたかと思ふ。編紵爲甲とあるのも考へ合はされる。又普須古等の言に本國の俗死

を輕んずるを尙び、進むを知つて退くを知らずとあるが、これもその時代の風尙を知るに足る語である。

卅六姓考

明初に洪武帝は三十六姓の移民を琉球に遣はして交通往來に便せしめた。この移民は考へ方によつては南洋華僑の先鞭とも見るべきものであつて、交通貿易の方面は勿論思想その他一般文化の上にも甚大の影響を及ぼしてゐるものであつて、決して輕々に看過してはならないものであるが、今日までこれについて十分考察した者のないのは遺憾である。たゞ僅に尙象賢の中山世鑑に多少これに觸れた敘述があつて、内外の史乘いづれもこの記事を無批判に傳承してゐるに過ぎない。然るにこの本は頗る杜撰のもので史料としては左程の價值はない。従つてこの本を典據として論述された記事に再検討を要すべき事は云ふまでもない事である。

圖中九面里と注してある處は久米村の事で、明初卅六姓の移民を置いた所謂唐營の地である事は既に説明した通りである。卅六姓派遣の事は、明史琉球傳に出てゐるのが始見であるが、それには「閩中の舟工三十六戸を賜ひて以て貢使の往來に便す」と云ふ本文で、舟工^{△△△△△△△△}三十六戸となつてゐる。この文句では三十六家又は三十六家族と解すべきであらう。明の嘉清の冊封使陳侃の使録には「閩人の善く舟を操るもの三十有六」とだけで戸とも人も書いてはないが前後の文意で推すと、三十有六人^{△△△△△△△△}と解すべきところであらう。後の大島筆記はこれを受けたものかそれとも別に根據があつてか、^{△△△△△△△△△△}舟士三十六人と明瞭

に書いてある。

殊域周咨録や福建通志は、明史をそのまま受けて、三十六戸としてあるが、その他の文獻歴代の使録から、世鑑・世譜・球陽等殆んど全部が三十六姓となり、又これが普通の唱へにもなつてゐる。然らばいつ頃から三十六姓と云ふ唱へが出たかと云ふと、中山傳信録に引いてある萬曆七年の冊封使謝杰シヤケツの使録に、「洪永二次各十八姓を遣はず、多くは閩の河口の人なり、之れを合せて凡三十六姓」とあるのが三十六姓と云ふ語の比較的早い方であらう。

文字通りに解釋をすると、人△よりは戸△、戸よりは姓△が範圍が廣くなるわけで、舟工三十六人と云へば、單にそれだけの人員とする外に解しようはないが、三十六戸となると、多少の妻子眷族を見込む餘地があり、三十六姓とすると、亦多少の同姓をも含み得るわけであるが、姓を氏と同義に解すると、單に何某と云ふ程に取つて人と同意義に解されぬ事もない。然るに中山世鑑の記事では「三十六姓凋謝して今存すると者ては、僅に蔡鄭林梁金の五家也△」とあつて、姓と家とを混用してゐる。それ故に人數を推量する上の材料として取扱つて見ると頗る曖昧な書方である。元來この三十六と云ふ數に適確な根據のあるものか否かも怪しいもので、三十六鱗三十六郡三十六物三十六峯三十六英雄三十六策等と云つたやうな用法で、單に地數を現はす文飾ではないかとも思はれる。北志魏紀に「統國三十六、大姓九十九」とあり、又北齊書に「魏氏十姓八氏△△△△△△△△三十六姓皆非齊代腹心」と云ふ使ひ方は、晋書に「西京七族東京六姓△△△△△△△△

皆非姻族」とあるのと同様單に大數を示すものに過ぎないであらう。閩縣郷土志に、「及唐季、王氏來閩、隨之者又有三十六姓」とあるのが、唐營三十六姓と多少の聯繫を有つものゝやうである。

琉球列島を亦三十六島とも稱してゐるが、これは康熙三年の冊封使張學禮が「賜三十六姓人、教化三十六島」とその使録に書いたのが、初見でこれも澎湖三十六島など、同様の文修に過ぎない。然るに傳信録の著者徐葆光が冊封使として渡琉した時に、張學禮の三十六島を持出してその島名を詮議し、蔡溫が地圖を作り程順則が島名を注記して、こゝに三十六島を具象したものである。

尙象賢の中山世鑑に依ると、

「其三十六姓凋謝^{△△}して、今存者とは僅に蔡鄭林梁金の五家也」

と見えてゐる。この記事は慶安三年即ち清朝の順治の七年に書かれたものであるが、それから十六年後の康熙五年に尙質が上表した文の中に、

萬曆以後三十六姓、世久、凋謝^{△△}、不諳指南車路、今計及百年矣。

と云ふ文句がある。尙象賢は康熙五年十一月廿六日國相に任じ、同十四年十一月廿日卒去するまで、滿九年間在職したので、前記尙質表文の作成に彼が多少とも關係してゐる事は明白である。凋謝と云ふ文字の用法も亦この消息を語つてゐる。

この文中に萬曆以後とあるのは、萬曆三十五年を指すもので、それからだと六十年しかたつてゐない

のであるが、それを漠然と百年と云つたものである。萬曆三十五年尙寧の表文に、

三十六姓、世久、人湮、夷會不諳指南車路（中略）計今六十多年云々、

と見えてゐる。指南車路と云ふのは他の表文に針路とあるのと同義で特殊の癖のある造句である。今この兩方の文章を比較して見ると、康熙の表文が萬曆のから換骨脱胎してゐる事は推量に難くない。世鑑の序文に、「時の王尙質公、聰明睿智大祖君の鴻基を繼承して以來、孳々として治を圖り、恆に慮り、君師治教の重に任じ、萬機の暇、攝政金武王子朝貞・三法司大里良安・宜野灣正成・國頭重仍に命じ、博古の舊僚を會し、其議論格言を取り云々」とある所謂博古の舊僚等が萬曆の表文その他の文獻を持ちよつて編輯の材料を提供した事は考へ得べき事で尙象賢自ら「固より章縫に列するを愧ぶ」と云うてゐるのは、人々の持ちよつた材料を自分は單に文章に綴り合はせただけの事であると云ふ意に解される。つまり、三十六姓に關する世鑑の記事は、萬曆の記録をそのまま、傳承したに留まり、實地に調査した材料ではないと斷言するに憚らないのである。

然らば世鑑の記事を捨て、今度は萬曆の表文を目標に検討して見る事にする。その文中に「今六十多年云々」とあるのを取つて見ると、萬曆三十五年から遡つて六十年前となると、嘉靖の末年尙元頃に當るのであるが、その頃は、恰度航海指南の爲めに派遣された三十六姓が漸次政治方面に轉向して、火長等の職に就く者が少くなり表文などにも海路を諳する者なく云々と書出された時代に該當してゐる。即

ち世鑑に三十六姓凋落云々と云うてある事は、その實は百六十年も前の尙元頃の事を云うたものである。それならば尙元頃には果して卅六姓は凋落してゐたかどうか、その事を考察して見るとしよう。

萬曆七年の冊使謝杰しゃけつの使録に

三十六姓今存者僅七姓[△]

とあり。それから二十八年たつての萬曆三十五年の尙寧の表文には、

人湮、裔盡僅餘六姓[△]

とあり、それから又四十年たつての中山世鑑には、

僅に蔡鄭林梁金の五家也[△]

とあり、それから又百年たつての大島筆記には、

今は其家十八家^{△△}あり。

とある。これ等の文句を列べて見ると、姓と家とを假りに同意義に使用されたものと見て萬曆以來約百年間に、七姓から六姓五姓と遞減して清朝に入つてから次第に又殖え十八姓になつた事になるのである。併しながら康熙以後移民派遣の史實もなく、亦在留の移民が俄に蕃殖したと云ふ事情もない。従つて、減つたとも、殖えたとも、此の文字のまゝには受取れないと云ふ事になつて來る。

閩縣郷土志に依ると、晉の東遷の際に、中原から江左に遷つた諸姓は

申叔舟の海東諸國紀に見れたる琉球國圖について（東恩納）

（三七）

林・陳・黃・鄭・詹・邱・何・胡

の八姓で、唐末に王潮が閩に移つた時に、三十六姓を率ゐて來たと云ふのであるがその詳細は文献の徴すべきものがない。けれども閩中の大姓として後世知られてゐるものは、

林・陳・黃・鄭・詹・邱・何・胡・王・劉・張・李・趙・楊・吳・郭・范・蔣・蔡・周・高・曾・孟・
端木・徐・柯・方・葉・薩・蒲

の三十姓である。この三十姓の内八姓だけは晉以來の姓で、餘の二十二姓が唐以後の諸姓と云ふわけになる。

唐末に福州に移住した三十六姓と、明初に琉球に移住した三十六姓と、同一内容であるか否かは斷定は出来ない。けれどもその大部分が相關聯してゐる事だけは想像出来る。

系圖座の姓集に收めてある久米村の諸姓は全部で廿四姓、それは世鑑の出來た尙質頃まで現存してゐたものであるが、その諸姓は次の通りである。

程・蔡・鄭・紅・王・金・曾・鄭・陳・陳・孫・楊・梁・毛・梁・林・林・周・阮・阮・李・梁・阮・
林

これは家を主として、本支を別項に擧げたもので、重複の分を省いて種類別にすると、七種減つて十七姓になる。

姓集の諸姓の集め方は、すべて斯の調子で系圖を基本として、本流支流を別項に取扱つてゐる爲めに、同姓の重複したものが非常に多い。三十六姓と云ふのも、この筆法で、三十六種の異姓と云ふわけではなくして、三十六家と云ふ意味で、その中には多少の同姓もあつて、これを種類別にすると、恰度二十四姓が十七姓に減ずるやうに、三十六姓が二十四五姓に減ずるものではなかつたか、言を換へて云ふと、閩中の大姓三十種の範圍内に留まつて、三十六種の姓と云ふ事ではなかつた、とかう考へるのである。

三十六と云ふ數に拘泥すればこそ、七・六・五・姓となれば著しく凋落したやうに思はれるのであるが最初から三十六でなかつたものとすれば俄に凋落したとは云へない。のみならず、世鑑の頃にも已に十七姓からあつたとすると僅に存するもの五家云々の言も受取り難い。

こゝで結論が少し先になるのであるがその凋落云々の考へ方には看過しがたい意義がある、それは三十六姓の移民が人口が減少したと云ふ意味ではなくして、航海指南に當るものが少くなつたと云ふ事で、つまり海の唐營人が陸の唐營人になつたと云ふ事、舟工が學士になつたと云ふ事を物語るもので、この事が交通貿易の消長とも密接な關係を有するのである。以下この事に關して検討して見よう。

三十六姓移民の性質

三十六姓は殆んど福建人である事は諸書の一致する所で、福建でも閩縣河口の人が多かつたらしい。この邊は今のは隣接の侯官縣と併合して閩侯縣となつてゐるが、河口は閩江の江口に當つてゐる地方で、

琉球館の所在である。漳州人等も相當にゐたと思はれるが殊に萬曆に渡つた、阮・毛二姓は共に漳州人である。陳侃使録にも、「漳州は海を以て生を爲す、童にして之を習ひ、老に至つても休めず、風濤の驚見慣れて渾て閑事のみ」とあるように、航海舟楫の事には特に慣れて、今日でも舟で一生を終る人民が多いのは有名な話である。これ等の移民を「舟工」又は「善操舟者」と云うてゐるのは恐らく事實であらう。けれども全部が全部舟工ばかりでもなく、中には文筆を以て長史通事等に任じた人々もあつたわけ、萬曆三十五年の尙寧の表文に、

書を知る者は名を大夫長史に列して、以て貢謝の司と爲り、海に慣る、者は任ずるに通事總官を以てし、以て指南の備と爲す。

とあるのは事實であらう。宣德六年尙巴志の表文の中に、潘仲孫の還卿の事が出てゐるが、潘氏はもと福建福州府長樂縣十八都の住民で、洪武二十三年に水主となつて琉球に渡來し、永樂三年に火長となり、引續き進貢船に乗組んで今年八十一歳に達してゐるが最早や老境に入り氣力衰へたるによつて、歸郷を許可せられ度いと云ふ文意である。

長樂縣は海口鎮の在る所で閩縣に隣つてゐる地でその行政區畫が一都から五十何都まで別れてゐる。十八都と云ふと海口に近い所である。これは宣德六年九月六日の表文であるが、これによると、洪武二十九年三十六姓派遣から六年も前に既に長樂縣から移住したのもゐた事がわかり、それ等の人々は往

來貢船の水主として働き年功によつて次第に航海長に相當する火長にも任命された事がわかり、又それ等の船員は官許を受けなければ勝手に下船歸郷する事を許されなかつた事もわかる。

洪武の初年に琉球が進貢の例を開いて以來往復用の船隻は支那政府から支給を受け、歴代の表文にも船隻を支給して進貢往來に便せしめられ度いと云ふ事は必ず附記される慣例になつてゐた。然るに嘉靖の末あたりからだん／＼其の支給が困難になつて、從來某字號海船一隻又は二隻と、支那の原籍號を掲げて積載貨物並に乗員の目錄を書出したものが本國小船又は土小船など、書かれ、萬曆以後は定額の貢物も船腹小なる爲めに數隻に分装して行くと云ふ状態になつた。恰かもその頃から唐營人凋落云々の事が口にされるやうになつて來てゐる。

仍で考へ合はされる事は、これ等の移民は船隻の支給と關聯するもので、船隻廻航の乗務員として河口の舟工が官選派遣されたものであらう、従つて船隻の支給が間遠うになつた頃から移民の渡來も杜絶えて來たものであらう、と云ふ事が考へられる。

支那では明以後朝貢十八國との往來に便する爲めに、四夷譯館が出來て通事を養成し、任命したものであるが、明會典の規程に依ると、大通事の外に、小通事は六十名の定員で、その中朝鮮五名日本四名に對して、琉球二名と云ふ事になつてゐた。通事の職は、「夷人入朝引領回還伴送皆通事專職」と規定され、その任命については、

凡各處歸順土官子孫、告充通事、補缺三年奏准、給與冠帶辦事

とあつて、通事職は本來試験の上で採用されるのであるが、土地の第二世で三ヶ年通事職を勤めた者は特別任用令によつて通事に任じ冠帶を支給し事に當らしめる。と云ふ意味である。

洪熙元年閏七月十七日尙巴志の表文に、「本國通事缺少につき、本國人范徳語言に諳曉せるにより通事職を授充し冠帶を給賜して回國せしめ、遞年の往來に便せしめられ度い」と云ふ請願が出てゐる。

この范徳と云ふのは、本國人とあるが、閩中大姓の中にも范姓があるから、やはり洪武二十九年派出の三十六姓の一人であるに違ひない。洪武二十九年からこの時まで三十年たつてゐるから、第二世であらう。

明史永樂九年の條に、武寧の表文として云ふ所に依ると、「右長史王茂輔翼年あり、請ふ擢でて國相と爲さん。左長史朱復一本程復はもと江西饒州の人なり、臣が祖察度を輔くる事四十餘年懈らず、今年八十を踰ゆ、請ふ致仕還郷せしめん。」とある。永樂の九年から四十年前と云へば洪武の四五年頃になるわけだ、即ち洪武五年太祖招諭の時に渡琉して引續き進貢の事を斡旋してゐたものと思はれる。

天順八年八月九日附尙徳の表文中戸口に關する請願が出てゐるが、それに依ると、長史蔡璟の父實達魯は永樂年間通事として屢々入貢し、福建福州府高惠里に范祖生と云ふ者の房屋二間を買取り、梁氏を妻に迎へ男子一人を擧げ、母と共に長樂縣に入籍させて置いたところ、その後父物故し、母と兄とで亡

父の神主を奉祀して居たが景泰四年に母兄共に亦物故しその家を見るものなきによつて、蔡光と云ふ男兒を入籍其跡を立てしめられ度いと云ふ意味である。蔡氏家譜に依ると、璟の父は讚で宣徳以後通事として度々入貢して居り、亦實達魯と云ふのも永樂以後宣徳三年まで度々入貢してゐるが、兩者同一人であるかは判じかねる。けれどもそれ等は暫く後の詮議に俟つ事として、以上范徳・王茂・朱復・蔡璟等の例に照して見ると、三十六姓の移民は既に洪武の初年から始まり、中には擢んでられて琉球の國政にまで關與する者もゐたが永樂の頃まではなほ定住したのではなく晩年に歸郷する者もあり、亦永住の策を立てた者であつても、福州にも別に家を持ち妻子をも蓄へ、それ等の妻子の中には福州に入籍してゐたのもあれば又琉球に籍を有してゐたものもあつた事が知られる。

唐營人の生活

海東紀に、「中朝人來居者三千餘家、別築一城處之とあるのは圖中の九面里即ち久米村の唐營人の部落を云つたものであるが、三千餘家とは聊か過當であらう。景泰七年の漂民等の陳述に百餘家とあるのが當つてゐるやうに思はれる。これ等の移民は瓦を蓋ひ丹艪を施した家屋に住ひ甘套衣を着て交椅卓子により全然支那風の生活をしてゐた。

琉球の風俗は、男子は頭の頂邊やや右に偏して推髻したもので、これを「カタ・カシラ」(片髻)又敬稱しては「カタ・ンチョウビ」(カタ・ウンチョウビの略)と稱し漢字にしては倚髻又は片髻に作つてゐる

のは、いづれも髻が一方に徧倚してゐた事を表示する名稱である。傳説に依ると、往昔舜天が頭の右角に一瘤を生じてゐた爲めに、これをかくすために右に徧して髻を結んだと云はれてゐるがその説は疑しい。海東紀に「男子無貴賤、結髮、爲髻於右」とあり、陳侃錄にも「結髻於首之右」とあり、又薩摩の文之の南浦文集にも「結髻於右髻之上者」と云ふ句がある。この風俗は近年までも行はれたやうに聞いてゐる。然るに三十六姓の裔は髻を中央に結んで之れを區別してゐた。陳侃錄に「漢人之裔、髻則結於髮之中」とあり、明の萬曆三十四年の冊使夏子陽の使録にも「首里人髻居徧、久朱人髻居中」とある。但夏子陽録は歴代使録中の希覯で披閱の便がなく、こゝには傳信録所引文に依つたのであるが、傳信録の著者徐葆光はこの文に注して「今不然、首里與久米人、皆無異」と云うてゐる。蓋し明朝の滅亡と共に唐榮の士人も皆琉球の服裝に倣つたと傳へられてゐるのは事實で、徐葆光の見た康熙の末頃には最早琉球同様の服裝になつてゐたものと見える。

然るに、嘉靖の冊使陳侃の使録に漢人之裔、髻則云々とあるに依ると、髻せざる者もあり、亦髻する者もあつたわけで洪武の移民以來百二三十年にもなつてゐた事であるから、全體としては丹麓交倚の支那風でありながら稍々琉球の風を學ぶ者もあつたと思はれる。

三十六姓は、貢使の往來に便する爲めに派遣されたのであつたが、これ等の中には店舗を設けて商業に従事する者もゐたらしい。貢船の往來は年に一回又は二年に一回の事であり、それ等の人々の家族は

適當の家職に従事した事は考へ得べき事で唐人商販來居云々の言も思合はされる。而して洪永以來殆んど二百年間の琉球が南洋に制覇してゐたのは、一にこれ等三十六姓の舟工の力であつた。萬曆三十五年尙寧の表文に

琉球自開國之初、欽蒙聖祖恩、撥三十六姓、入琉、幹國、稽查舊例、原有興販朝鮮交趾暹邏東埔寨、緣是卑國陸續得資籍、迄今三十六姓世久、人湮、夷酋不諳指南車路、是斷販各港、計今六十多年、它無利入、日鑠月銷、貧而若洗、況又地窄人希、賦稅所入、略償所出云々、

とある。この文意は洪武年間に三十六姓渡琉して國事を公幹した時代には、朝鮮交趾等の諸國と興販し國資豊かであつたのが其後三十六姓次第に絶えて航海指南に當るものなく、各國との販路も杜絶え、この六十年來は他の利入の途がなく日に月に逼迫し殊に國土窄く人口も疎なるが爲めに租入も至つて少く漸くにして國費を支辨するに過ぎない、によつて更に阮毛二姓を賜らん事を乞うたもので、この二姓は漳州人にして琉球航路に通じ度々渡航したものである。この表文中興販の二字が最も注意を要すべきものであつて、これに對する大常寺少卿夏、光祿寺丞王等の奏議には、聖祖、國初に三十六姓を賜つたのは該國の入貢航海風濤測り巨く、彼の三十六姓は能く操舟を習知するによつて、導引せしめんが爲めに外ならない、豈興販の爲めならんやと云うてゐる。この事は支那當局が後世までも琉球の名を進貢に假りて貿易を營む事を惡み飭めたのと同じの趣意に出づるものである。

今試に尙巴志時代から、尙質時代上半期（世鑑に凋謝云々とある時代）まで二百五十年間に於ける進貢・貿易等の關係事項に見れてゐる唐榮人の數を延人員にして表示すると次の通りになつてゐる。

13	田	姓	九人
12	沈	姓	一二人
11	王	姓	二一人
10	李	姓	二三人
9	高	姓	二四人
8	紅	姓	二九人
7	程	姓	三七人
6	金 [△]	姓	五六人
5	陳	姓	五九人
4	林 [△]	姓	九〇人
3	鄭 [△]	姓	一一四人
2	蔡 [△]	姓	一五〇人
1	梁 [△]	姓	一六〇人

27	郭	姓	一人
26	楊	姓	一人
25	曾	姓	一人
24	黃	姓	一人
23	吳	姓	一人
22	範	姓	一人
21	錢	姓	二人
20	孫	姓	三人
19	馬	姓	三人
18	魏	姓	三人
17	毛	姓	四人
16	宗	姓	五人
15	葉	姓	六人
14	阮	姓	八人

である。この表に照らして見ると、尙象賢が蔡鄭林梁金の五家なりと云つたのは、最も顯揚したものを

申叔舟の海東諸國紀に見れたる琉球國圖について（東恩納）

（三七）

舉げたまでの事であつて、それが全部でない事は一見明白である。なほ以上の諸姓が或時代にかたまつてゐたのではなく殆んど各時代に互つて引續き存在してゐたものである事は次の表によつてこれを知ることが出来る。

尙巴志時代	鄭梁李程蔡陳馬範田王紅金魏郭	十四姓
尙圓時代	鄭梁李程蔡陳○○○○金魏○林高	十 姓
尙眞時代	鄭梁李程蔡陳○○田王紅金○○林高沈宗	十四姓
尙清時代	鄭梁○程蔡陳○○田王紅金○○林高沈錢	十三姓
尙元時代	鄭梁○程蔡陳○○○王紅金○○林○沈吳	十一姓
尙永時代	鄭梁○程蔡陳○○○王紅金○○林○○○	八 姓
尙寧時代	鄭梁○○蔡陳○○○王紅金○○林○阮毛葉黃	十二姓
尙豐時代	鄭梁○○蔡陳○○○王紅金○○林○阮○葉	十 姓
尙賢時代	鄭○○○蔡陳○○○王紅金○○林	七 姓
尙質時代	鄭梁○○蔡陳○○○王紅金○○林阮毛孫楊曾	十三姓

此表の作成について斷つて置かねばならぬ事は、――

一、此表は歴代寶案に依つて作成したものである。

二、此表作成の目的は、蔡鄭林梁金五家也と云へる世鑑の説の出所を知る爲めである。

三、此表の年代の範圍は洪熙元年（尙巴志時代）から、康熙十一年（尙質時代）まで二百四十五年間に亘つてゐる。その以前の分は、資料缺如して詳細を知る事が出来ない爲めに、その以後は、世鑑の記事と關係なきが爲めに、共に省いておいた。

四、人物の範圍は、正議大夫・長史・通事・及火長に留めて置いた。これ等の諸役は明瞭に唐榮人の專管であつたからである。

五、數は延人員にして計上した。同一人物が幾年も續いて現れて來ても、それは無論別口に計算した。けれども同一乗組員の船が二個處以上に廻航する場合、表文には別口に現れてゐても、發行の年次さへ同一であれば、それは一口として計算し重複を避けた。

六、長史・通事等に任せられ、表中に計出された人物で、存留使者等で名を出して來る者が相當あるが、それは唐榮人である事が明白に知れてゐる場合でも故意に省いておいた。その故は存留使者等には、唐榮人以外からも任用されるので、姓名だけ見ても識別困難の場合もあるので、むしろ全部觸れない方が正確を期する上に安全であるからである。

七、それ故に、唐榮人の數は、此表に現れたものより殖える事はあつても、減る事はあり得ない。

前出の表に依つて考察すると、三十六姓渡來後の諸姓は、少くとも、鄭梁程李蔡陳馬範田王紅金魏林高阮沈葉毛宗錢吳黃孫楊曾郭の二十七姓で、閩中の大姓又は諸士系譜所輯の諸姓と比して甚しき出入のない事が相られるのである。而して又尙象賢が某々五家と云つたのも單に顯揚した者のみを概稱したに過ぎない事は前にも云つた通りであるが、陳姓の如き歷代通じて數の上では金姓と匹敵してゐるに拘らず、五家の中に計へてないのは、順治以後金應元、金正春等正議大夫又は紫金大夫として顯揚してゐたのに、陳氏は初源と云ふのが、僅かに通事になつてゐたに過ぎなかつたからであらうか。

なほこれによつて考へられる事は、謂はゆる三十六姓とは、三十六種の姓と云ふのではなくして三十六家と見る方が正しく、三十六と云ふ數に重きを置かず、三四十家と見る方が一層正しいやうである。これ等の諸姓の中には、その後歸還したのも多少あつたが、それ等は火長・水梢等の職務に従事してゐた爲めに、漸次老境に入つて現職に耐へなくなつたもので、その他の大夫・長史・通事等の職に従事してゐたものは、歸化して琉球政府の優遇を受け、その子弟は官生として支那に留學し還つて重要な官職につき、次第に政教の方面に進出して、「指南車路を諳んずる者」が少くなり、一見凋謝とも見られたのであらう。本來閩中の舟工であつた筈の諸姓が漸次その本職を離れて、文事に轉向してから琉球の海事思想が餘程劣へて行つたものであらう。尙これについて考へ合はされる事は官生の事で洪武以來琉球では進貢の度毎に王子按司門閥の子弟を派遣して國子監に遊學せしめたが、嘉靖五年以後専ら唐榮の子

弟のみを派遣する事になつた。これやがて彼等がその本職たる指南車路から離れて琉球の思想界を内攻せしめる遠因となるものである。

(附記)

咸化十八年二月十三日南原君梁成之が上書して、地圖は一切官府に藏し民間に散在せしむべからざる事を論じた中に倭僧道安日本琉球國圖を擧げてある。